

第8条(内定辞退)

1. 求職者が、本人の責めに帰すべき事由により甲からの内定の取消を受ける、または、甲による勧奨に よることなく本人の自由かつ任意の意思によって自己都合により内定辞退した場合には、乙は受領した紹介手数料を100%返金する。なお、本人の責めに帰すべき事由とは、求職者が以下の場合に該当する行為を行っていた場合に限る。
 - ①窃盗、横領、傷害などの刑法犯に該当する行為をしたとき
 - ②賭博をしたり、風紀を乱し職場の規律を崩す行為をしたとき
 - ③採用の重要な要件となる経歴を詐称したとき
 - ④他の企業へ無断で就職したとき
 - ⑤一度も出社せず正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じないとき
 - ⑥企業の名誉、信用を著しく失わせる行為をしたとき
 - ⑦取引先との関係に悪影響を与え、信頼関係を失わせるような行為をしたとき
 - ⑧体調不良その他就業が困難となりかねない心身の不調が生じたとき
 - ⑨前8号に類似・関連し、甲の信頼を毀損または甲での雇用関係の継続を困難ならしめる行為・状態を生じさせたとき
2. 求職者が内定承諾および入社後1か月以内に本人都合で退職した場合、乙は以下の割合で紹介手数料を返還する。

記

- 入社前の辞退: 人材紹介手数料の100%および消費税相当額
(本項は、記載する内定の取消し、内定辞退を含む)
 - 入社日から30日以内: 50%および消費税相当額
3. 前項に該当する内定取消・内定辞退・解雇が発生した場合、甲は、当該求職者からの内定辞退の意思表示があったことを証する書面の提出(解雇の場合には、解雇予告除外認定書の添付を必要とする)をもって報告を行い、乙はこれらの書面の受領後14日以内に甲の指定する銀行口座に一括して振り込んで支払うものとする。その際の振込手数料は乙が負担するものとする。
 4. 形式の如何を問わず、甲と求職者との間の内定承諾前の内定辞退を含む雇用契約の解消が、実際には甲の求職者に対する採用後の処遇及びその他の労働条件が、採用決定時に提示した第5条に定める雇用契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または甲の都合に起因する場合は、本条1項の規定に関わらず、手数料の返還を認めない。
 5. 甲が、甲と求職者との間の雇用契約解消の事実が発生した日から6か月以内に報酬の返還請求を行わない場合、本条1に基づく報酬返還請求権を放棄したものとみなす。